

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ 続報

令和8年2月3日  
株式会社あそしあ少額短期保険

令和8年1月21日からの大雪により、被害を受けられました皆さんに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。  
担当窓口：0120-953-827  
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)

受付時間：24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
青森県	1月 29 日	青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) むつ市 (むつし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 東津軽郡今別町 (ひがしつがるぐんいまべつまち) 東津軽郡蓬田村 (ひがしつがるぐんよもぎたむら) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち) 西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち)
	1月 30 日	西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)
	2月 2 日	中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら) 南津軽郡藤崎町 (みなみつがるぐんふじさきまち) 南津軽郡大鰐町 (みなみつがるぐんおおわにまち) 南津軽郡田舎館村 (みなみつがるぐんいなかだてむら) 北津軽郡中泊町 (きたつがるぐんなかどまりまち) 上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしょむら)

新潟県	2月2日	小千谷市（おぢやし） 魚沼市（うおぬまし）
	2月3日	長岡市（ながおかし）

以上